平成２２年（フ）第２１７６号
大阪市北区中津６丁目８番33号　第一三井ビル702号室
債務者　金岡　秀起
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３００８号
大阪市平野区瓜破３丁目２番22号ビックルームヒラノ207
債務者　下園　一則
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５１６号
大阪市港区南市岡３丁目１番30―802号
債務者　六條　香澄
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５３５号
大阪府枚方市牧野阪２丁目19番16号
債務者　佐藤　勝一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１号
栃木県佐野市犬伏新町1301番地
債務者　時田　節子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第９６号
栃木県足利市朝倉町３丁目13番地８
債務者　今井　貞夫
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第９７号
栃木県足利市借宿町561番地　コウジィーコートＢ―101
債務者　柿沼　　博
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第９８号
栃木県足利市借宿町561番地　コウジィーコートＢ―101
債務者　柿沼　泰代
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１００号
栃木県佐野市吉水駅前１丁目15番地14　東１号
債務者　亀山　光子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
愛知県刈谷市東新町４丁目11番地５　ＳＯＣＩＯ刈谷東新町ビルＡ棟207号、住民票上の住所岡山県玉野市築港２丁目16番12号
債務者　阿部　健太
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
愛知県豊田市神池町２丁目1202番地１　県営２―206号
債務者　木下めぐみ（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
愛知県豊田市河合町１丁目10番地２　セントビスタ南豊田ウィングヒル211号
債務者　近藤千恵美
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９９号
相模原市南区古淵５丁目23番20号　サニーハイツ101、申立時の住所横浜市緑区三保町2710番地253
債務者　福田崇二郎
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８６号
横浜市鶴見区東寺尾中台17番４―602号
債務者　陽田　早苗
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８７号
横浜市保土ケ谷区法泉２丁目３番23号
債務者　齊藤　俊昭
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部